

一関市告示第19号

一関市課題解決型支援事業実施要綱を次のように定める。

令和8年1月22日

一関市長 佐藤 善仁

一関市課題解決型支援事業実施要綱

(趣旨)

第1 この告示は、市内における仕事の創造又は地域課題の解決のため、課題の解決に向け新しい仕事又は活動に取り組む者を支援する課題解決型支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の構成)

第2 課題解決型支援事業は、しごとづくり支援金、ひと・まちづくり支援金及び課題解決型財産貸付により構成する。

(支援金の対象者等)

第3 課題解決型支援事業（しごとづくり支援金及びひと・まちづくり支援金（以下「支援金」という。）に限る。）の対象者、対象となる事業（以下「対象事業」という。）、支援金の額及び対象となる事業費（以下「対象事業費」という。）は、別表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の対象者としなない。

- (1) 一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等である者
- (2) 公序良俗に反する事業又は社会通念上不適切であると判断される事業を行う者
- (3) 国税又は地方税を滞納している者

2 前項の対象事業は、法令の範囲内で行われるもの及び公序良俗に反しないものに限る。

3 支援金は、最長で2年間、交付を受けることができる。

(支援金事業の決定)

第4 支援金を交付する事業（以下「支援金事業」という。）は、公募する。

2 支援金事業は、応募のあった事業のうち市長が別に定める基準に達したものの中から、別に定める審査会において審査した結果に基づき、市長が決定する。

3 前項の場合において、しごとづくり支援金を交付する事業は、起業等に関し知識経験を有する者の意見を聴き、決定するものとする。

(交付の申請)

第5 支援金事業を実施する者（以下「支援金事業実施者」という。）は、課題解決型支援制度に係る支援金交付申請書兼請求書（別紙様式）を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第6 市長は、支援金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を当該支援金事業実施者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7 市長は、第6の規定による通知をするときは、次に掲げる事項を支援金の交付の決定に付する条件とする。

- (1) 支援金事業の目的及び内容を変更することはできないこと。ただし、市長が軽微な変更と認める場合は、この限りでない。
- (2) 支援金事業を中止し、若しくは廃止する場合又は対象事業の実施が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 支援金は、支援金事業の実施以外には使用しないこと。

2 前項に規定するもののほか、市長は、支援金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(交付の時期)

第8 支援金は、支援金事業が完了しない場合においても交付することができる。

(支援金事業の実施)

第9 支援金事業実施者は、この告示、支援金事業の内容及びこれに付した条件並びに市長がこの告示に基づいてする指示に従って、善良な管理者の注意をもって対象事業を行わなければならない。

(支援金事業の遂行の指導)

第10 市長は、支援金事業実施者が支援金事業を適正に遂行していないと認めたときは、支援金事業実施者に対し、当該支援金事業を適正に遂行すべきことを指導することができる。

(決定の変更)

第11 市長は、支援金事業の対象事業費に変更があったときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を変更することができる。

(決定の取消し)

第12 市長は、支援金事業実施者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7第1項に規定する条件又は第7第2項の規定に基づき付した条件に違反したとき。
- (2) 第10の規定による指導に従わなかったとき。
- (3) 支援金を支援金事業の実施以外に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (5) 第3第1項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

2 前項の規定は、支援金の交付があった後においても適用されるものとする。

(支援金事業に係る報告)

第13 支援金事業実施者は、支援金事業の実施の状況、対象事業費等を、別に定める日までに、書面により市長に報告しなければならない。

2 支援金事業実施者は、対象事業の実施状況又は実施効果に関する数値目標をあらかじめ設定し、数値目標に対する実績、進捗等の状況を市長が定める期限までに、書面により市長に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告は、支援金の交付を受けた日の属する年度から3年間行わなければならない。

4 市長は、第2項の規定による報告（ひと・まちづくり支援金に係るものに限る。）があったときは、その内容を公表することができる。

(伴走支援)

第14 市長は、しごとづくり支援金の対象事業の円滑な実施のため、しごとづくり支援金の交付の決定を受けた者（以下「しごとづくり支援金交付決定者」という。）が行う対象事業に関し継続的な支援（以下「伴走支援」という。）を行うものとする。

2 しごとづくり支援金交付決定者（市長が伴走支援を不要と認めた者を除く。以下同じ。）は、対象事業の実施に際し伴走支援を受け、かつ、事業計画の見直し等の必要が生じたときは誠実に応じなければならない。

3 しごとづくり支援金交付決定者が特段の理由がなく前項の伴走支援に応じなかったときは、市長は、当該者に支給した支援金の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第15 支援金事業実施者は、第11又は第12第1項若しくは第14第3項の規定により支援金の交付の決定を変更し、又は取り消された場合において、既に支援金が交付されているときは、支援金を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16 支援金事業実施者は、支援金を原資に取得し、又は効用の増加した財産を相応の対価により譲渡し、又は貸し付ける場合は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認に関し、その交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(課題解決型財産貸付)

第17 支援金事業実施者は、別に定めるところにより、市の普通財産の貸付けを受けることができる。

2 市長は、支援金を交付する事業の公募に当たり、市の普通財産の貸付けの希望を確認するものとする。

3 課題解決型財産貸付をするときは、第4の審査会において審議するものとする。

(補則)

第18 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表 (第3関係)

区分	しごとづくり支援金	ひと・まちづくり支援金
対象者	法人若しくは個人事業主又は起業をしようとする者（個人事業の開業届又は法人の設立を行う予定の者をいう。）	法人若しくは個人事業主、自治会、地域協働体、社会教育団体、商店街振興組合、学校又は任意の団体（市民又は当市に移住予定の者が1人以上含まれるものに限る。）とする。
対象事業	課題の解決に資する新たな事業（起業、事業承継又は第二創業により行うものに限る。）であって、次の要件の全てに該当するもの (1) 市内において新たな雇用が生じると見込まれること。 (2) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自立的な事業の継続が可能と見込まれること。	課題の解決に資する新たな事業であって、次の要件の全てに該当するもの (1) 課題に対して当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと。 (2) 提供するサービスの対価若しくはこれ以外の収入等によって自立的な事業の継続が見込まれること又は社会実験を事業の目的とするものであること。
1年度当たりの支援金の額	対象となる事業費の10分の9以内に相当する額とし、450万円を上限とする。	対象となる事業費の10分の9以内に相当する額とし、270万円を上限とする。

対象事業費	事業の実施に必要な経費。ただし、飲食費その他市長が適当でないと認める経費を除く。	事業の実施に必要な経費。ただし、人件費、調査費、研究費、飲食費その他市長が適当でないと認める経費を除く。
-------	------------------------------------------	------------------------------------------------------

別紙様式（第5関係）

年 月 日

一関市長 様

法人・団体名等

代表者氏名

住所

電話番号

課題解決型支援制度に係る支援金交付申請書兼請求書

年 月 日付け 第 号で決定の通知があった課題解決型支援事業
における支援金事業について、一関市課題解決型支援事業実施要綱の規定により、次のと
おり支援金の交付を申請し、請求します。

区 分 しごとづくり支援金 ・ ひと・まちづくり支援金

申請額 金 円

請求額 金 円

支援金の振込先

金融機関名		支店名	
(フリガナ) 口座名義			
口座番号	普通 ・ 当座		